

留学生受入れ促進プログラムについて

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
留学生交流室



文部科学省



趣旨・目的

我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。また、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付することにより、その学習効果を一層高める。

支援概要等

予約枠

○概要

渡日前入学許可制度のある大学等や、日本留学試験の受験者（成績優秀者）に対し、優先的に配分する。

○対象・支援人数・金額

○ 支援人数：4, 629人(281人減)

・渡日前入学許可者
大学院・学部レベル
月額：48, 000円 支援人数：2, 765人(221人減)

・その他(日本留学試験成績優秀者等)

大学院・学部レベル
月額：48, 000円 支援人数：2, 005人(60人減)

○採用方法

渡日前入学許可を行っている大学等(渡日前入学許可制度がある大学院、日本留学試験を利用し渡日前入学を認める大学等、渡日前入学許可制度のある英語コースで受け入れる大学等)に対し優先的に配分するとともに、日本留学試験の成績優秀者について、日本の大学等に入学後、優先的に採用する。

特別枠

○概要

国で実施する留学生の受入れ事業に採択された大学や、国が進める政策(外国人留学生の国内就職等)において実績のある大学等に対し、優先的に配分する。

○対象・支援人数・金額

支援人数：1, 750人(前年度同)

大学院・学部レベル
月額：48, 000円 支援人数：1, 750人(前年度同)

○採用方法

国で実施する留学生の受入れ事業(日本留学海外拠点連携推進事業、就職促進プログラム等)に採択されている大学に加え、政策として進める「外国人材の活用」に係る「留学生の国内就職率の向上」に関する支援等を実施し、就職実績が優れた大学等に対し、優先的に配分する。

一般枠

○概要

短大、高専、専修(専門課程)及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生を対象としている。在籍留学生数に加え、受入大学の質を担保するための配分基準を導入している

○対象・支援人数・金額

一般枠 支援人数：740人(前年度同)

・大学院・学部レベル
月額：48, 000円 支援人数：180人(前年度同)

・日本語教育機関
月額：30, 000円 支援人数：560人(前年度同)

○採用方法

(独)日本学生支援機構で実施している外国人留学生在籍状況調査における留学生総数(前年度5月1日現在)を算定基礎として、各学校に対し推薦可能人数を配分する。

※予算執行調査を踏まえ、採用人数を全体の1割程度としている

【留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けての 外国人留学生学習奨励費における対応

学習奨励費支給の柔軟化

○従来の対応

学習奨励費を受給するため、該当の外国人留学生が在籍確認簿にサインをする必要がある。



○新型コロナウイルス感染症の影響を受けての対応

以下の場合、在籍確認簿にサインができなくても学習奨励費を受給することが可能。

- ①日本国内にいるが、休校、自宅待機、隔離措置等のためサインできない
- ②オンライン（遠隔授業等）を日本国内で受講している
- ③すでに日本の大学等に在籍しており、一時帰国中に新型コロナウイルス感染症に係る理由で再渡日できなくなっているが、海外でオンライン（遠隔授業等）を受講している

学習奨励費の追加採用

（独）日本学生支援機構にて、11月中旬に採用者に支給済み。

1月下旬に更に追加採用を行い、2月中旬に採用者に支給済み。

※上記は令和2年度に行った対応です。令和3年度以降は、必ず各募集要項や各通知等をご確認いただきますようお願いいたします。

留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費)

令和3年2月16日現在

1. 留学生受入れ促進プログラム 2021年度(令和3年度)の実施概要

制度名称と奨学金名称 (2016年度より)

制度名称を「**文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度**」から「**留学生受入れ促進プログラム**」に変更

※奨学金名称は引き続き「**文部科学省外国人留学生学習奨励費**」とする。

募集予定人数・支給予定月額 (2021年度)

◆ 募集予定人数

7,200人 (12か月採用と6か月採用の合計)
〔内訳〕 大学院レベル・学部レベル 6,640人
日本語教育機関 560人

◆ 予算

3,492百万円

◆ 給付予定月額

大学院レベル・学部レベル	48,000円
日本語教育機関	30,000円

◆ 給付期間

- (1) 12か月採用 4月から3月までの12か月分
(5月中旬推薦締切 6月中旬に採用決定し7月より支給開始)
- (2) 6か月採用 10月から3月までの6か月分
(10月中旬推薦締切11月上旬に採用決定し11月より支給開始)

推薦区分 (2021年度)

※予約採用及び大学等の取組状況に応じた採用を重点化する方針は継続。

1. 一般枠 (全体の10%程度を予定)

JASSO外国人留学生在籍状況調査における留学生総数 (前年度5月1日現在) を算定基礎として枠数を配分の上、推薦依頼

- 大学への配分は行わない。
- 専修学校は職業実践専門課程特別枠の配分のない学校に対して配分。
- 一般枠における推薦が可能となる最低在籍者数が一定数に満たない学校に対する配分は行わない。
- 1校当たりの配分数は、原則 1名とする。
- 原則として6か月追加採用は行わない。

※ 日本語教育機関は、従前どおり過去3か年の進学者数合計に基づき推薦依頼

※ 留学生別科、専攻科は各学校種の区分に含めて推薦依頼

2. 特別枠 (全体の25%程度を予定)

文部科学省が実施する留学生受入れのための事業等に対する重点配分

- (1) 日本留学海外拠点連携推進事業
- (2) 留学生就職促進プログラム
- (3) 就職支援特別枠
- (4) 専修学校職業実践専門課程特別枠
- (5) 留学生就職促進履修証明制度 (仮称) (6か月採用で配分予定)

3. 予約枠 (全体の65%程度を予定)

【日本留学試験結果を活用した予約制度】

- ① 日本留学試験成績優秀者
- ② 日本語教育機関推薦者

【渡日前入学許可制度と連携した予約枠】

- ③ 渡日前入学許可制度による学校推薦

2. 制度の目的・定義・給付対象

趣旨・目的

留学生受入れ促進プログラムは、**優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的**として、我が国の大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を設置する教育機関又は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する**私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者**に対して、**学習奨励のための奨学金として「文部科学省外国人留学生学習奨励費」**を給付することにより、その学習効果を一層高めるとともに、我が国と諸外国との教育交流の発展、相互理解及び平和友好を増進するものとする。

「私費外国人留学生」の定義

我が国の大学等又は日本語教育機関に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1に定める「**留学**」の**在留資格を有する者**（予定者を含む。））で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める**国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者**

給付対象

（1）大学院レベル

- 我が国の大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため、研究生として在籍する私費外国人留学生

（2）学部レベル

- 我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第3学年以上（専攻科を含む。）又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として在籍する私費外国人留学生
- 我が国の大学又は短期大学が設置する専攻科に正規生として在籍する私費外国人留学生
- 我が国の大学又は短期大学が設置する留学生別科に正規生として在籍する私費外国人留学生
- 我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育機関に正規生として在籍する私費外国人留学生

（3）日本語教育機関

- 我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第3学年以上（専攻科を含む。）、専修学校の専門課程への進学を目指して、法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生

※ 短期留学生等（注）及び在籍していても休学中の者は含めない。

（注）主として大学間交流協定等に基づき他の大学等に在籍しつつ、概ね1学年以内の教育を受ける交換留学生等

3. 受給者の条件

受給条件

我が国の大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学に困難があり、かつ、次の（１）から（７）の条件をすべて満たす者とする。

- （１）別に定める方法で求められる前年度の成績評価係数が2.30以上であり、受給期間中においてもそれを維持する見込みのある者。

なお、成績評価係数で表すことができない場合は、成績評価係数2.30相当以上で特に成績が優秀と認められる者であること。

- （２）語学能力の水準が、次のア又はイに定めるいずれかの水準に該当する者

※ただし、留学生別科、準備教育課程、日本語教育機関在籍者を除く。

ア 日本語能力

日本語能力試験（JLPT）においてN2レベル以上に合格した者、日本留学試験（EJU）の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が200点以上である者 又は JASSOが別に認める語学水準以上である者

イ 英語能力

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）B2レベル以上であると認められる者

- （３）学習奨励費受給後に、JASSOが在籍大学等を通じて行う進路状況調査等に協力する意思を有する者であること。
- （４）仕送りが平均月額90,000円以下であること。（入学料・授業料等は含まない。）
- （５）在日している扶養者の年収が500万円未満であること。
- （６）学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けている者ではないこと。
- （７）JASSOの海外留学支援制度による支援を受けている者ではないこと。

4. 推薦区分（1）一般枠

主に在学している留学生を対象に留学生の在籍者数等に応じて配分

① 大学院レベル・学部レベル

外国人留学生の在籍者数実績（JASSO外国人留学生在籍状況調査における前年度5月1日現在の留学生総数）を算定基礎として大学・学校へ配分された推薦枠数に応じ、各大学・学校で選考を行い、JASSOに推薦。

- 大学（大学院・学部とも）への配分は行わない。
- 専修学校は職業実践専門課程特別枠の配分のない学校に対して配分。
- 一般枠における推薦が可能となる最低在籍者数が一定数に満たない学校に対する配分は行わない。
- 1校当たりの配分数は、原則 1名とする。
- 原則として6か月追加採用は行わない。

2021年度の一般枠配分対象は短期大学、高等専門学校、準備教育課程及び職業実践専門課程の特別枠で配分のない専門学校の予定。
【参考】2020年度12か月採用においては、留学生総数75名以上の学校に対し1名を配分。2021年度の最低在籍者数については現在調整中。

〔注〕2016年度より、留学生別科は「学部」・「短期大学」の区分に、専攻科は「学部」・「短期大学」・「高等専門学校」の区分に含めて総数で推薦枠数を配分。

② 日本語教育機関

前々年度から過去3か年の高等教育機関への進学者数実績合計を算定基礎として学校へ配分された推薦枠数に応じ、各学校等で選考を行い、JASSOに推薦。

【参考】2020年度は、過去3か年の進学者数合計30名以上の学校に対し270人につき1名を目途に割当。

〔注〕推薦が可能となる最低進学者数合計（3か年の合計）が一定数（2020年度は30名）に満たない場合、配分は行われぬ。

4. 推薦区分（2）特別枠【概要】

特別枠	対象（配分先）	推薦対象留学生（2021年度）	配分枠数（推薦可能数）
① 日本留学海外拠点連携推進事業（平成27年度から配分開始）	4-(2)-①詳細ページ参照		
② 留学生就職促進プログラム（平成29年度から配分開始）	採択大学 15 拠点	採択大学が実施する「留学生就職促進プログラム」の教育プログラムに参加する又は参加する意思を有する私費外国人留学生（新規入学者又は在籍者とも可） ※ 採択大学の留学生のほか、コンソーシアム参加大学に入学又は在籍する留学生を採択大学が取りまとめて配分申請を行うことが可能。 ※ より多くの講義やプログラムに参加する者を優先するよう配慮する。	1 拠点につき 20名以内
③ 就職支援特別枠（平成30年度から配分開始）	4-(2)-③詳細ページ参照		
④ 専修学校職業実践専門課程特別枠（平成30年度から配分開始）	文部科学大臣の認定を受けた「職業実践専門課程」を設置する専修学校	職業実践専門課程に在籍している私費外国人留学生	職業実践専門課程在籍留学生数及び国内就職者数に応じて配分 （2020年度は1校15名を上限。2021年度配分数は調整中）
⑤ 留学生就職促進履修証明制度（仮称）（2021年度新規）（6か月採用で配分予定）	同制度に認定された大学（予定）	調整中	調整中

4. 推薦区分（2）特別枠【配分スケジュール等】

推薦時期

12か月採用（4月から1年支給）及び6か月採用（10月から半年支給）のどちらでも推薦可能。
※ただし、配分枠数（推薦可能人数）は12か月採用、6か月採用を通算でカウント。

* 「就職支援特別枠」と「専修学校職業実践専門課程特別枠」を除く。

2021年度向けスケジュール（配分通知・申請時期）

<12か月採用>

前年度 12月～1月	年間配分枠数を対象大学等へ通知（各大学等宛）（12か月採用分の配分希望数調査）（※注1）
1月下旬	12か月採用分の配分希望数をJASSOに申請
3月下旬	12か月採用募集時に、特別枠配分数（推薦依頼数）を対象大学等に通知（各大学等宛）（※注2）
当年度 5月中旬	12か月採用推薦時に、特別枠で12か月採用（4月から1年支給）の受給候補者を推薦
6月中旬	12か月採用の受給者（特別枠）決定

<6か月採用>（配分を行う場合）

7月下旬	年間配分数の残りの配分数について再調査（各大学等宛）（※注1）
8月上旬	6か月採用分の配分希望数をJASSOに申請
8月下旬	6か月採用募集時に、特別枠配分数（推薦依頼数）を対象大学等に通知（各大学等宛）（※注2）
10月中旬	6か月採用推薦時に、特別枠で6か月採用（10月から半年支給）の受給候補者を推薦
11月上旬	6か月採用の受給者（特別枠）決定

※注1 「日本留学海外拠点連携推進事業」実施大学は事業実施大学以外の配分希望数を、「留学生就職促進プログラム」採択大学はコンソーシアム参加大学の配分希望数を調査し、それらの配分希望数を事業実施大学及び採択大学が取りまとめてJASSOに申請する。

※注2 「日本留学海外拠点連携推進事業」及び「留学生就職促進プログラム」では、事業実施大学、採択大学及び配分を希望した大学等にそれぞれ通知する。

* 「就職支援特別枠」のスケジュールについては、4-(2)-③ 詳細ページ参照

4. 推薦区分（2）特別枠「①日本留学海外拠点連携推進事業」詳細

日本留学海外拠点連携推進事業の概要

2014年度から実施している、オールジャパンで日本留学を促進するための司令塔となる留学コーディネーターを配置する「留学コーディネーター配置事業」を拡充・発展させ、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制を実現する「日本留学海外拠点連携推進事業」を2018年度から実施している。

【主な実施内容】

- 留学に関する情報収集・発信（既存機能の更なる強化）
- 優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進
- 帰国留学生会とのネットワーク構築及び広報・リクルーティング活動における協力深化

対象地域及び事業実施大学（配分先）

サブサハラ地域	北海道大学（2014年度採択）
南西アジア地域	東京大学（2014年度採択）
ASEAN地域	岡山大学（2014年度採択）
南米地域	筑波大学（2015年度採択）
ロシア・CIS地域	北海道大学（2018年度採択）
中東・北アフリカ地域	九州大学（2018年度採択）

2021年度配分枠数（推薦可能人数）

サブサハラ地域	45名
南西アジア地域	45名
ASEAN地域	45名
南米地域	25名
ロシア・CIS地域	20名
中東・北アフリカ地域	20名

推薦対象留学生（2021年度）

当該国・地域における**日本留学海外拠点連携推進事業により**、以下の対象年度に新規入学した私費外国人留学生

サブサハラ地域	2015年度～2021年度
南西アジア地域	2015年度～2021年度
ASEAN地域	2015年度～2021年度
南米地域	2015年度～2021年度
ロシア・CIS地域	2019年度～2021年度
中東・北アフリカ地域	2019年度～2021年度

※「日本留学拠点連携推進事業により」とは、事業実施大学が設置する拠点において留学相談を行った、事業実施大学が主催する日本留学フェア等に会場した等、日本留学海外拠点連携推進事業により実施された何らかの事業を利用したことにより日本の大学等へ留学する者が本特別枠の対象となる。

※ 事業実施大学（配分先大学）が事業実施大学以外の大学等に入学する推薦対象留学生を取りまとめて配分申請を行う。

※ 配分数に満たない場合のみ、事業実施大学に限り入学年度に限らず当該国・地域からの在籍私費外国人留学生も可とする。

4. 推薦区分（2）特別枠 「③就職支援特別枠」 詳細

就職支援特別枠の概要

外国人留学生の日本国内での定着促進のため、留学生の就職支援について一定の取組を行う大学（大学院及び学部）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に対して、2018年度より特別枠による重点配分を実施

対象大学等（配分先）

- 外国人留学生の日本国内での定着促進のため、**留学生の就職支援について一定の取組を行う大学等を対象**とし、2019年10月から2021年1月末までの間に、次の3つの取組を全て行っていることを条件とする。
 - 外国人留学生を対象とし、在籍の早い段階から日本での就職に関する説明を行っている。
 - 外国人留学生を主対象とした就職ガイダンスを実施している。
 - 外国人留学生に配慮した合同企業説明会を実施している。
- 「留学生就職促進プログラム」採択大学（コンソーシアム参加大学を含む。）は対象外とする。
- 2021年度学習奨励費削減措置校は対象外とする。

配分枠数（推薦可能人数）

1 大学等につき大学院レベル・学部レベル合計で5名を上限として配分予定

※配分に当たっては、文部科学省が平成31年4月12日付31高学留第5号で依頼した外国人留学生数及び留学生の就職率等の公表を行っている大学等に重点的に配分するとともに、各大学等における外国人留学生の日本国内における就職実績等を考慮する。

推薦対象留学生（2021年度）

特別枠配分対象校の正規課程に在籍し、現在の在籍校を**卒業・修了後に日本国内での就職を希望**している外国人留学生で、卒業・修了年次の者 及び 卒業・修了前年次の者

※ 研究生、研修生、科目等履修生、別科生、聴講生、選科生等は対象外とする。

2021年度向けスケジュール（配分通知・申請時期）

<12か月採用>

- | | |
|------|----------------------------------------------|
| 1月下旬 | 特別枠配分希望申請の依頼（JASSO→大学等） |
| 2月下旬 | 配分希望数の申請（大学等→JASSO） |
| 3月下旬 | 12か月採用募集時に、12か月採用での特別枠配分
数（推薦依頼数）を通知 |
| 5月中旬 | 12か月採用推薦時に、特別枠で12か月採用（4月
から1年支給）の受給候補者を推薦 |
| 6月中旬 | 12か月採用の受給者（特別枠）決定 |

<6か月採用>（※追加募集を行う場合）

- | | |
|-------|---------------------------------------------|
| 6月中旬 | 特別枠配分希望申請の依頼（JASSO→大学等） |
| 7月中旬 | 配分希望数の申請（大学等→JASSO） |
| 8月下旬 | 6か月採用募集時に、6か月採用での特別枠配分
数（推薦依頼数）を通知 |
| 10月中旬 | 6か月採用推薦時に、特別枠で6か月採用（10月
から半年支給）の受給候補者を推薦 |
| 11月上旬 | 6か月採用の受給者（特別枠）決定 |

4. 推薦区分（3）予約枠【日本留学試験の成績を活用した予約制度】

① 日本留学試験成績優秀者

第1回試験（6月）・第2回試験（11月）の出願時に受験者が自ら申し込み、試験実施後に予約者を決定

日本留学試験（EJU）の申し込みに際して、留学後に学習奨励費の受給を予約希望した者の中から優秀な成績を修めたものを予約者として決定。大学等入学後に在籍大学等を通してJASSOに推薦。

予約者には以下の2種類がある。

（1）一般予約枠（単年度給付対象）

（2）海外受験成績優秀者枠（給付期間延伸対象）

海外受験者で科目選択区分ごとに成績が最優秀であった者。大学等入学後一定の成績評価係数を維持することにより、標準修業年限まで給付期間を延伸することが可能。

◆採用までの流れ：2021年4月入学者の場合

2020年11月 EJU受験（2020年第1回（6月）試験は中止）

2021年1月末 予約決定

2021年3月 予約者がJASSOに入学先大学名等を報告

4月 予約者が大学等に入学

予約決定通知書コピー等を大学等に提出

4月 JASSOから大学等に当該大学等に入学予定の

予約者一覧を送付

5月 大学等から予約枠（日本留学試験受験者）で推薦

※一般枠・特別枠・渡日前入学許可制度による予約枠とは別枠で推薦が可能

2019年（第1回、第2回）の日本留学試験を受験し、学習奨励費の給付予約者となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年度に日本の大学等へ入学できなかった者に対する入学期限延長の特例措置を実施中

② 日本語教育機関推薦者

前年度1月頃日本語教育機関へ推薦を依頼し、3月に予約者を決定

日本語教育機関の正規のコースに1年以上在籍する者で、日本留学試験の成績が優秀であった等、一定の条件を満たしている者について、日本語教育機関の推薦により予約決定。大学等入学後に在籍大学等を通してJASSOに推薦。

◆採用までの流れ：2021年4月入学者の場合

2021年1月 日本語教育機関に推薦依頼

2月 予約決定

3月 予約者がJASSOに入学先大学名等を報告

4月 予約者が大学等に入学

予約決定通知書コピー等を大学等に提出

4月 JASSOから大学等に当該大学等に入学予定の

予約者一覧を送付

5月 大学等から予約枠（日本語教育機関在籍者）

で推薦

※一般枠・特別枠・大学推薦の渡日前予約枠とは別枠で推薦が可能

4. 推薦区分（3）予約枠【渡日前入学許可制度による学校推薦】

③ 渡日前入学許可制度による学校推薦

渡日及び進学後の経済的不安を緩和し、渡日前入学許可の促進に寄与することを目的に予約制度を実施。

※「渡日前入学許可制度」とは、外国人留学生の入学選考に際し海外から直接応募を受け付け、入学選考のために入学するまでの間、**一度も応募者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可する制度**のことをいう。

受給者の条件

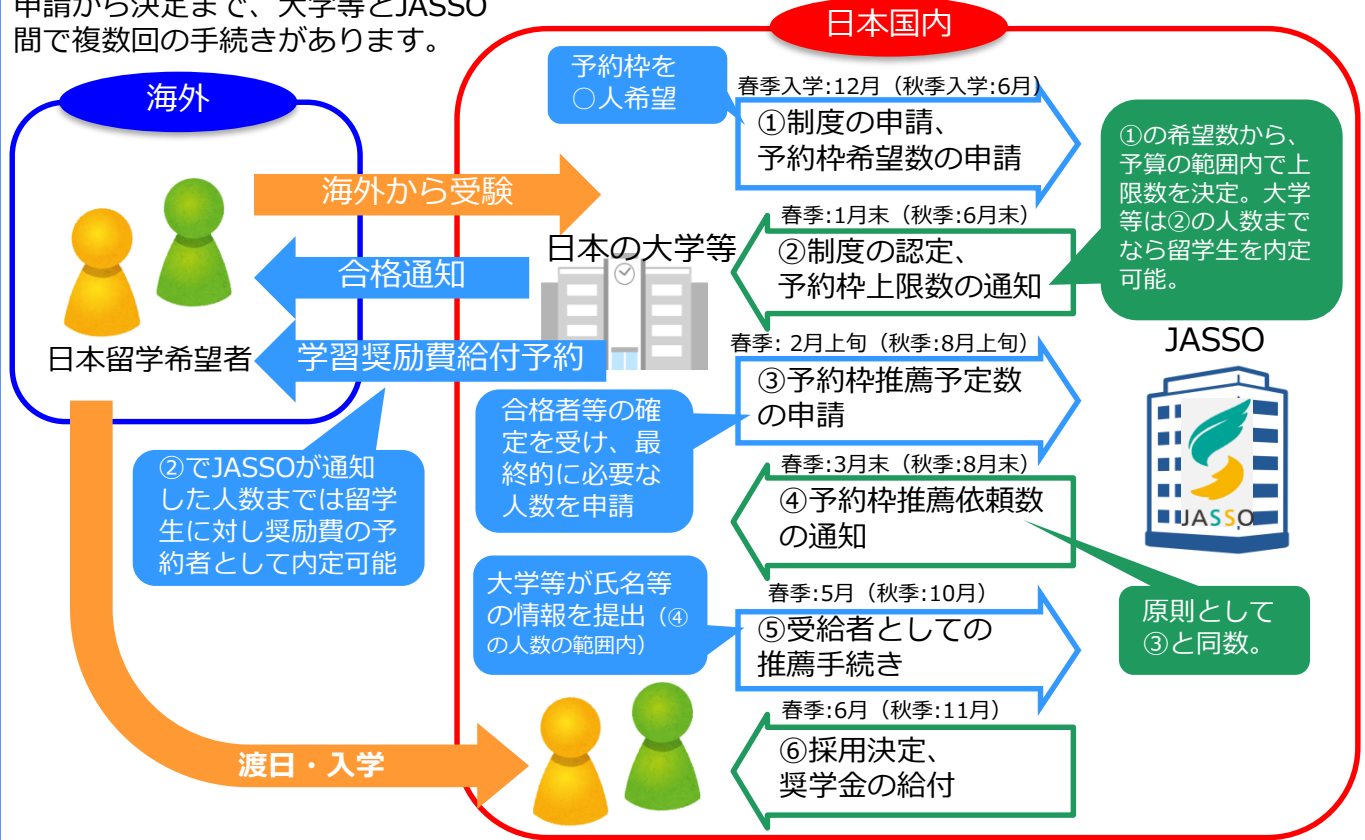
JASSOが認定した渡日前入学許可制度により、入学選考のために一度も渡日することなく入学を決定していること。
当該年度の留学生受入れ促進プログラム募集要項に定める受給者の条件を全て満たしていること。

予約枠の区分

対象学種	予約枠の区分	推薦可能大学等 ※学部レベル：大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程が対象
大学院	大学院予約枠	渡日前入学許可制度を有する大学院
学部レベル	日本留学試験利用予約枠	日本留学試験利用渡日前入学許可校として、機構留学試験課に登録している大学等
学部レベル	英語コース予約枠	英語による授業のみで学士・準学士の学位等を取得できる学部等を設置しており、当該学部等において渡日前入学許可制度を有する大学等

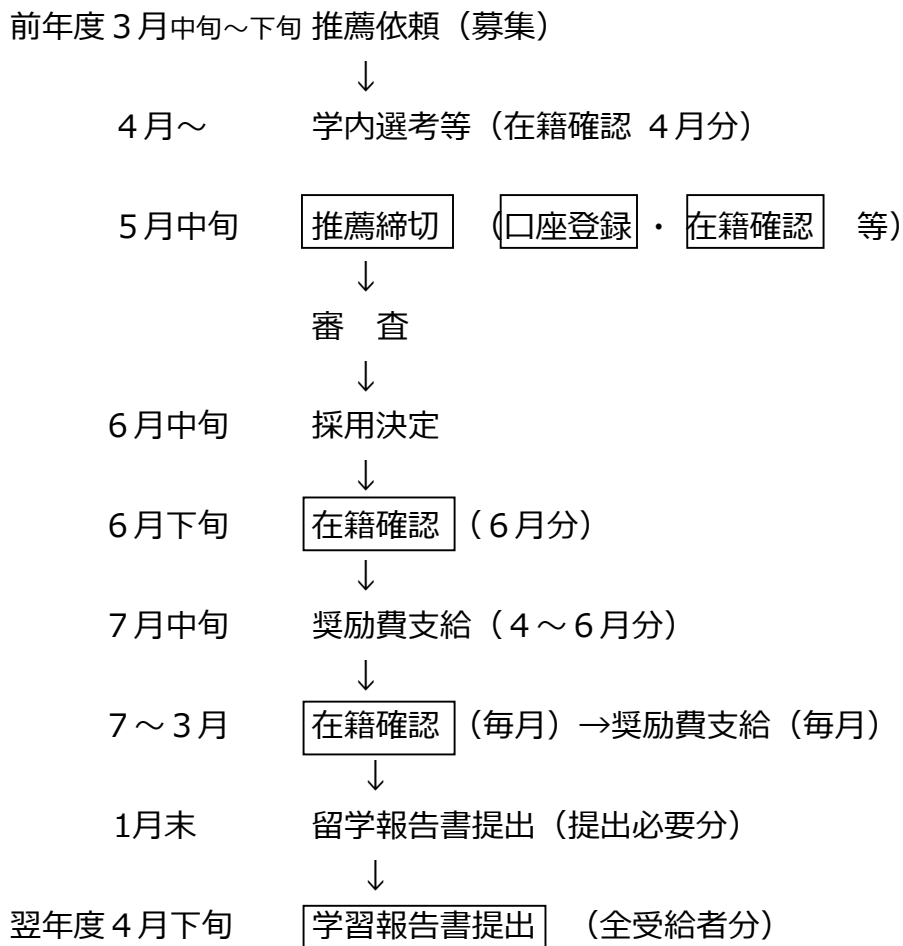
制度の概要と手続きの流れ

申請から決定まで、大学等とJASSO間で複数回の手続きがあります。

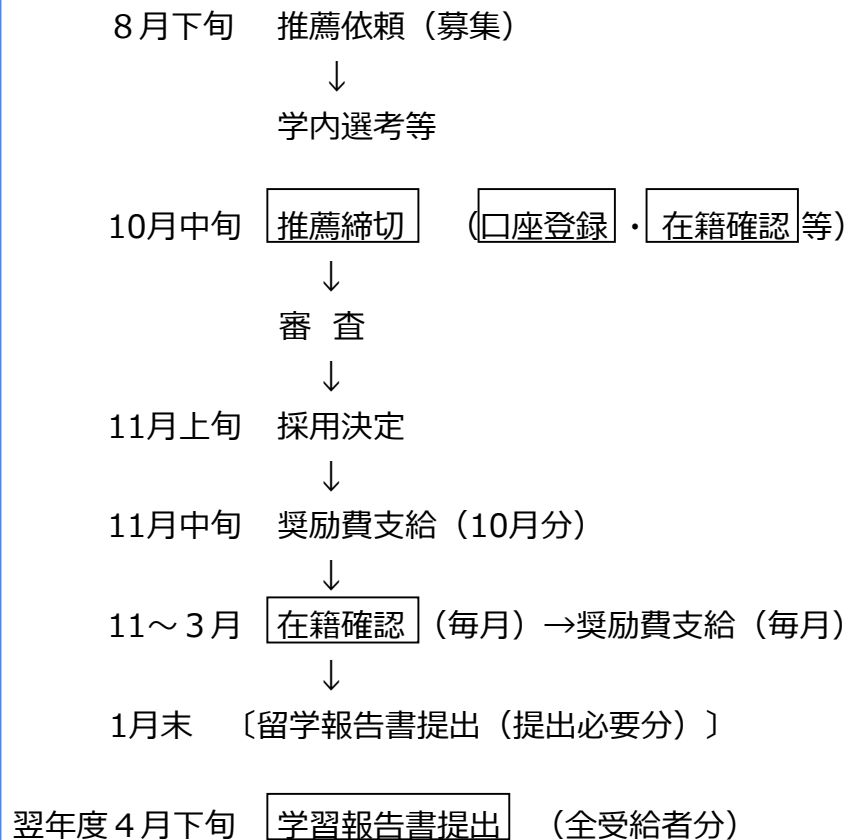


5. 採用者決定の手続き・支給手続きの流れ ★概ね2020年度と同時期を予定

【12か月採用】



【6か月採用】



※ は「留学生給与等給付システム」により行うもの

6. 調査等

募集要項 4. 応募者及び受給者の条件 (2) 条件

「③学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力する意思を有する者であること。」

(1) 学習報告書

募集要項の「15. 学習状況及び進路状況の報告」に基づき、当該年度の学習奨励費受給者の学習成果（成績評価係数・進路状況・連絡アドレス等）を留学生給与等給付システムにより報告（4月末締切）

→翌年度に進路状況の集計を大学等へ提供

※特別追加採用の受給者は留学生給与等給付システムでの報告は不要ですが、特別追加採用の事務処理の手引きに記載の「受給後の報告」が必要です。（第1回特別追加採用は1月末まで、第2回特別追加採用は2月末までに報告）

(2) 活用状況等調査

当該年度に留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）を活用した大学等に対し、制度の活用状況や受給者の状況等の調査を実施（2月上旬に依頼・4月下旬締切）

→翌年度に集計結果を大学等へ提供

(3) 最終年次者の卒業後進路状況のフォローアップ調査

最終年次に文部科学省外国人留学生学習奨励費を受給し、卒業した元受給者について、留学中の在籍校を經由してアンケート調査を実施（2月中旬に依頼） →翌年度に集計結果を大学等へ提供

※当該年度ではなく、過去（大学等へは過去5年間の受給者について依頼）の受給者に対して継続的に調査を実施

6. 調査等

募集要項 4. 応募者及び受給者の条件 (2) 条件

「③学習奨励費受給後に、機構が在籍大学等を通じて行う進路状況調査に協力する意思を有する者であること。」

(4) 留学報告書

学習奨励費受給者に日本留学の魅力を高める活動に協力してもらうことを目的に、一定数（受給者全体で100～200名程度）の受給者について、公開を前提とした留学報告書（体験談）をJASSOへ提出（1月末締切）

12か月採用決定通知の際に、提出が必要な大学等に対して必要数を通知（提出不要校に対しては通知無し）

→提出された留学報告書はJASSOホームページで公開

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/report.html

※ A 4 版 1 枚程度で作成

※ 国・地域のバランスを配慮した提出を希望

(5) 在籍確認簿（写）の提出等

留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の適正な運用を確認することを目的に、前年度に受給実績のある大学等から対象校を抽出（概ね10%程度）の上、12か月分の在籍確認簿の写しの提出を依頼し、書面調査を実施。

併せて必要に応じて大学等を訪問し、現地にて在籍確認簿の調査も実施。

7. 執行上の留意事項

(1) 在籍確認簿について

受給者（受給候補者を含む。）の在籍大学等においては、JASSO指定の様式により、在籍確認簿を作成し、受給者本人に直接署名させ、月ごとの受給者の在籍確認を行う必要があります。

当該月中に在籍確認簿に署名を得ることができない場合、その月の学習奨励費は給付されません。また、当該月以外に、前もって若しくは遡って、在籍確認簿に署名することにより給付を受けることはできません。

なお、署名を得た在籍確認簿は、必ず大学等において責任をもって保管しておく必要があります。保存期間は採用年度の翌年度の4月1日から5年間です。

(2) 在籍確認報告について

大学等は、在籍確認簿により在籍確認をした受給者について、在籍確認期間中に、留学生給与等給付システムによりJASSOへ在籍確認報告をする必要があります。日程については、JASSOホームページに掲載の「留学生給与等給付システムデータ処理日程表」にてご確認ください。

「留学生給与等給付システム」による「在籍確認報告書の提出」が行われない場合、その月の学習奨励費は給付されません。

在籍確認報告期間は月に2回ありますが、2回目は予備と考え、できるだけ受給者に1回目の報告期限までに在籍確認簿に署名し、在籍確認ができるよう、ご指導ください。

7. 執行上の留意事項

(3) 受給者の異動処理の手続き等

大学等は、受給者が次のいずれかに該当する場合、受給者に係る「異動届」により、速やかにJASSOに届け出てください。

- ① 在留資格に変更（留学→他の在留資格）が生じたとき
- ② 学習奨励費の給付を辞退しようとするとき（修了等も含む。）
- ③ 転学又は自主退学したとき
- ④ 受給者の修学状況等が著しく不良であると判断したとき
- ⑤ 提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき
- ⑥ 停学、退学又は除籍その他在籍大学等からの処分を受けたとき
- ⑦ その他、受給者としての資格を失ったとき
- ⑧ 休学又は留学したとき
- ⑨ 振込口座、氏名等を変更したとき

なお、①から④による異動の場合、大学等は、JASSOに補欠者の推薦を、「学習奨励費受給者申請書・推薦調書（補欠者推薦用）」により行うことができます。⑦の場合の補欠者推薦の可否はJASSOが決定します。

(4) 募集停止

大学等又は日本語教育機関が本制度に係る偽りその他不正の行為を行った場合には実施規程及び「募集停止期間等の取扱基準」により、一定期間、学習奨励費の募集を停止し、推薦を受け付けない措置を講じていますのでご留意ください。

(5) 推薦依頼数又は採用数の削減

「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」により、在籍確認簿・在籍確認報告に関する要件、報告書等に関する要件、受給者の異動等の報告に関する要件、外国人留学生の在籍管理（不法残留等）に関する要件に該当する場合には、推薦依頼数又は採用数の削減措置を講じていますのでご留意ください。

※推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準及び募集制限の詳細は以下のページを参照

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_j/scholarship/shoureihi/sakugen.html

8. 年度末の留意事項

(1) 留学生給与等給付システムにて行う3月2回目の在籍確認報告について

在籍確認報告期間 4月1日～**4月2日**

- 留学生給与等給付システムには2021年度の「ユーザーID、パスワード」でログインしてください。
※2021年度の「ユーザーID、パスワード」は、3月下旬頃に送付する「2021年度留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者の推薦について（依頼）」と一緒に送付いたします。
- 3月2回目の振込日は4月15日です。卒業・修了のため帰国した等の事情により、ゆうちょ口座を解約すると学習奨励費が振り込めません。ゆうちょ口座を解約予定の場合は、3月1回目（振込日3月17日）で支給できるようにし、3月18日以降に解約してください。
- 3月2回目が2020年度の最終振込回となり、処理終了後は2020年度予算の執行ができなくなりますので、在籍確認報告に間違いがないよう、在籍確認簿と登録内容をよく確認してから報告してください。
なお、報告内容に間違いがある場合は、4月5日までにJASSO学習奨励費担当へご連絡ください。
- 4月の人事異動等で学習奨励費担当者が交代する場合には、十分な事務引継ぎをお願いします。

(2) 調査について

- 「6. 調査等」ページに記載されている(1)～(3)についての依頼を2月～3月に行いますので、ご対応をお願いします。
- 学習報告書を留学生給与等給付システムで報告する際は、2021年度の「ユーザーID、パスワード」でログインしてください。

(3) 12か月採用及び6か月採用の推薦手続きについて（2021年度に向けた準備）

- 推薦の際には、対象者のゆうちょ口座の登録が必要となります。ゆうちょ口座の開設に時間がかかる場合がございますので、新規で口座を開設予定の場合は、早めに口座開設手続きを行うよう指導してください。
- 「12か月採用の4月、5月分」及び「6か月採用の10月分」の在籍確認報告は、留学生給与等給付システムにて推薦者データを登録する際に併せて登録しています。4月分の在籍確認は4月中に行い、確認内容の登録は5月の推薦者データ登録時に行うことになります。

9. 採用状況等

(1) 採用人数

(単位：人)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (案)
予算人数	大学院・学部レベル	7,170	7,170	6,840	6,640
	日本語教育機関	700	630	560	560
計		7,870	7,800	7,400	7,200
採用実績	大学院・大学	7,025	6,665	15,631	
	短期大学	37	45	194	
	高等専門学校	5	5	3	
	専修学校(専門課程)	637	718	4,484	
	準備教育機関	26	19	268	
	日本語教育機関	737	625	4,342	
計		8,467	8,077	24,922	

(2) 採用大学等数

2018年度	2019年度	2020年度
1, 129校	1, 176校	1, 309校

(3) 採用人数(推薦枠別)

(単位：人)

	2018年度	2019年度	2020年度
一般枠	1,982	1,545	656
(割合)	(23.4%)	(19.1%)	(9.9%)
特別枠	1,417	1,341	1,447
(割合)	(16.7%)	(16.6%)	(21.8%)
予約枠	5,068	5,191	4,548
(割合)	(59.9%)	(64.3%)	(68.4%)
日本留学試験活用予約	1,504	1,763	1,783
渡日前入学許可大学推薦予約	3,564	3,428	2,765
計	8,467	8,077	6,651
(割合)	(100%)	(100%)	(100%)
特別追加採用 (1回目・2回目)			18,271
総合計			24,922

9. 採用状況等

(4) 日本留学試験成績による予約人数

(単位：人)

	2018年度 実績	2019年度 実績
①日本留学試験成績優秀者 (うち海外受験最優秀者)	2,883 (224)	2,904 (224)
②日本語教育機関推薦者	220	290
計	3,103	3,194

(5) 渡日前入学許可制度による大学推薦 予約枠推薦上限数の配分状況

(単位：人)

	2019年度 春季入学	2020年度 春季入学	2019年度 秋季入学	2020年度 秋季入学
申請数	3,832	3,942	4,425	4,449
	↓	↓	↓	↓
配分数 (予約枠推薦上限数)	2,192	1,675	2,989	2,575
【配分割合(全体)】	【57.2%】	【42.5%】	【67.5%】	【57.9%】
採用数	1,102	909	2,326	1,856

(注) 配分割合は前年度実績や対象地域が考慮されるため、各コースごとに異なります。

【配分方針】

「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」において設定された「重点地域」及び日本留学海外拠点連携推進事業の対象国・地域からの前年度渡日前入学許可制度による採用実績、当年度の予約枠希望数を考慮した上で、配分数を決定

10. 新型コロナウイルス感染症への対応

以下は2021年2月時点の対応です。特例措置について2021年度に実施する場合は、3月末の募集通知の際にお知らせする予定です。

在籍確認における特例措置（2020年2月～）

新型コロナウイルス感染症の影響により、在籍確認簿に署名ができない場合の対応

状況	在籍確認	後日の署名	参照事務連絡
日本国内にいるが、休校、自宅待機、隔離措置等のため署名できない	○	必要	3月13日付事務連絡
新型コロナウイルス感染症に係る理由のため渡日できていない（オンライン（遠隔授業）を受講していない）	×		3月13日付事務連絡
オンライン（遠隔授業等）を日本国内で受講している	○	不要	4月8日付事務連絡
すでに日本の大学等に在籍しており（2年生以上等）、2020年3月以前に一時帰国し新型コロナウイルス感染症に係る理由で再渡日できなくなっているが、海外でオンライン（遠隔授業等）を受講している	○	不要	4月8日付事務連絡 7月30日付事務連絡 8月6日付事務連絡
新型コロナウイルス感染症に係る理由のため渡日が遅れている留学生（新入生）が海外でオンライン（遠隔授業等）を受講している	×		4月8日付事務連絡
休学中	×		8月28日付事務連絡

※後日の署名が「必要」となっているものについては、署名ができる状況になったあとに在籍確認簿への署名が必要です。

※どの特例措置を適用したとしても、学校での保管書類が必要です。保管書類が用意できない場合は特例措置を適用できませんので、上表の事務連絡や通知を確認の上、必ず在籍確認簿とともに保管してください。

事務連絡掲載ページ

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study_j/scholarship/shoureihi/index.html

推薦時の特例措置（12か月採用、6か月採用、3か月採用）

新型コロナウイルス感染症の影響で渡日することができない等の理由により、在留カード、ゆうちょ口座情報を推薦時まで確定できない場合でも推薦を可能とする特例措置を実施。

※推薦時に在留カード番号及びゆうちょ口座の情報を仮番号で登録している場合、2021年2月15日までに修正が必要です。期日までに修正の報告ができない場合は、採用月にさかのぼって辞退していただきます。

予約制度における特例措置

■ 日本留学試験成績優秀による予約制度
2019年（第1回、第2回）の日本留学試験を受験し、学習奨励費の給付予約者となっていたが、2020年度に日本の大学等へ入学できなかった等で学習奨励費の受給者として採用されていない者について、予約制度が利用可能となる日本の大学等への入学までの期限を2021年4月まで延長する。

■ 渡日前入学許可制度による学校推薦
2020年度春季採用の予約制度で入学予定の者が新型コロナウイルス感染症の影響で入学できなかった場合、2020年度秋季及び2021年度春季に当該留学生の人数を希望数に含めることを可能とした。同様に2020年度秋季採用分についても2021年度春季採用の希望数に含めることを可能とした。

特別追加採用の実施

■ 新型コロナウイルス感染症の影響等による経済的理由により、修学が困難である留学生を支援するため、特別追加採用を実施

給付期間：1回目 10月1か月、2回目 1月1か月
給付月額：大学等 48,000円、日本語教育機関 30,000円

ありがとうございました。

本資料の内容には、2021年2月現在、検討段階のものが含まれているため、今後、変更となる場合があります。2021年度（令和3年度）以降の推薦に当たっては、必ず募集要項や各通知等をご確認いただきますようお願いいたします。

**ご質問等につきましては、日本学生支援機構（JASSO）留学生事業部 国際奨学課 学習奨励費担当 までお問い合わせください。
最新の情報は、JASSOホームページに記載しています。**

- ◆ 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）について（受給希望者向け）

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/

- ◆ 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）に係る事務処理について（学校担当者向け）

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_j/scholarship/shoureihi/